

## 第3章 環境施策の推進

### 第1節 基本的施策の推進

#### 1 新しい環境施策

今日の環境保全の課題は、電気やガスなどの消費の増大による地球温暖化や工業の発達や自動車交通の増大に伴う大気汚染、事業排水や生活排水などによる水質汚濁、生物多様性の保全など広い範囲にわたり、それぞれが密接に関わっています。

これらの課題に対し、環境への負荷の低減を図るためには、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市がそれぞれの役割を担い、協働して環境保全活動に取り組むことが求められています。

市では南部クリーンセンターの中に、環境保全に関する理解を深め、様々な主体が連携し、協働して環境保全の活動を促進するために、環境の学習や研究の場、環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として「かしわ環境ステーション」を平成17年度に整備しました。平成27年度には「NPO法人かしわ環境ステーション」となり、市と協力して各種事業を実施しています。

#### 2 最近の環境問題への取組

##### (1) 低公害自動車の普及

近年の経済活動の発展と生活の豊かさの向上は、自動車の普及による移動・輸送手段の発展によって支えられてきたものです。その一方で、増えつづける自動車は、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴う二酸化炭素やメタンなどの排出による地球温暖化等、環境に大きな影響を与えています。市では、平成14年度に柏市低公害車普及促進計画を策定し、平成27年度末までの低公害車及び低燃費かつ超低排出ガス車の市内導入目標率を55%と決めました。

同計画は、平成27年度末時点で、市内導入率が56.4%に達したことから、目標達成のため終了としましたが、今後も引き続き、地球温暖化対策として低公害車等の普及促進に努めていくこととします。

公用車における低公害自動車導入状況 (各年度3月31日現在, 単位: 台)

区分 \ 年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
電気自動車	0	0	0	0	0	0	6
天然ガス自動車	0	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド自動車 ※1	0	1	1	1	1	3	4
低燃費かつ低排出ガスのガソリン自動車 ※2	14	12	11	14	13	12	0
合 計	14	13	12	15	14	15	10

※1 ハイブリッド自動車はガソリンエンジンのもの。

※2 平成19年基準排出ガス75%低減車, 平成30年基準排出ガス50%低減車,  
平成30年基準排出ガス75%低減車

## (2) ダイオキシン類削減総合対策

平成9年に大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令の改正により, ダイオキシン類が規制物質に指定されました。また, 平成12年には, ダイオキシン類対策特別措置法が制定され, 総合的な対策や研究が進んでいます。

市では, 市内のダイオキシン類の発生抑制と削減を図るため, 平成12年度よりダイオキシン類削減総合対策を推進するとともに, 平成13年度に「柏市ダイオキシン類発生抑制条例」を制定しました。更に, 平成20年度より中核市となり, ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に対する指導も実施しています。

### ア 環境調査

#### (ア) 大気

(p g - T E Q / m<sup>3</sup>)

調査時期 \ 地点	調査時期					年平均値	環境基準	令和3年度平均
	春	夏	秋	冬	年平均値			
大室測定局	0.015	0.0070	0.015	0.056	0.023	0.6	0.012	
永楽台測定局	0.0077	0.012	0.014	0.041	0.019		0.012	
旭測定局	0.011	0.0078	0.014	0.041	0.018		0.013	
大津ヶ丘第一小学校	0.029	0.016	0.014	0.056	0.029		0.021	
高柳西小学校	0.0080	0.0088	0.016	0.057	0.022		0.014	
藤ヶ谷ふれあいセンター	0.033	0.033	0.021	0.072	0.040		0.023	

## (イ) 河川・湖沼水

(p g - T E Q / L)

地点 \ 調査時期	春	秋	冬	年平均値	環境基準	令和3年度平均
北柏橋 (大堀川)	0.055	0.045		0.050	1.0	0.068
上沼橋 (大津川)	0.19	0.082		0.14		0.18
染井新橋 (染井入落)	0.66	0.16		0.41		0.38
下手賀沼中央 (下手賀沼)	0.95	1.9	0.30	1.4		1.1

## (ロ) 底質

(p g - T E Q / g)

地点 \ 調査時期	春	環境基準	令和3年度
北柏橋 (大堀川)	0.93	150	0.98
上沼橋 (大津川)	2.9		0.89
染井新橋 (染井入落)	0.87		6.6
下手賀沼中央 (下手賀沼)	14		10

## (ハ) 地下水

(p g - T E Q / L)

地点 \ 調査時期	秋	環境基準
大青田地区	0.015	1.0
根戸地区	0.015	

## (ニ) 土壌

(p g - T E Q / g -dry)

地点 \ 調査時期	春	環境基準	調査指導値
柏第六小学校	0.045	1,000	250
名戸ヶ谷小学校	0.035		

## **第2節 環境関連条例の整備**

### **1 柏市環境基本条例**

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、本市及び本市を訪れるすべての人々の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

### **2 柏市地球温暖化対策条例**

基本条例に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び本市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量の削減目標、その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

### **3 柏市環境保全条例**

基本条例に定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講じることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

### **4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例**

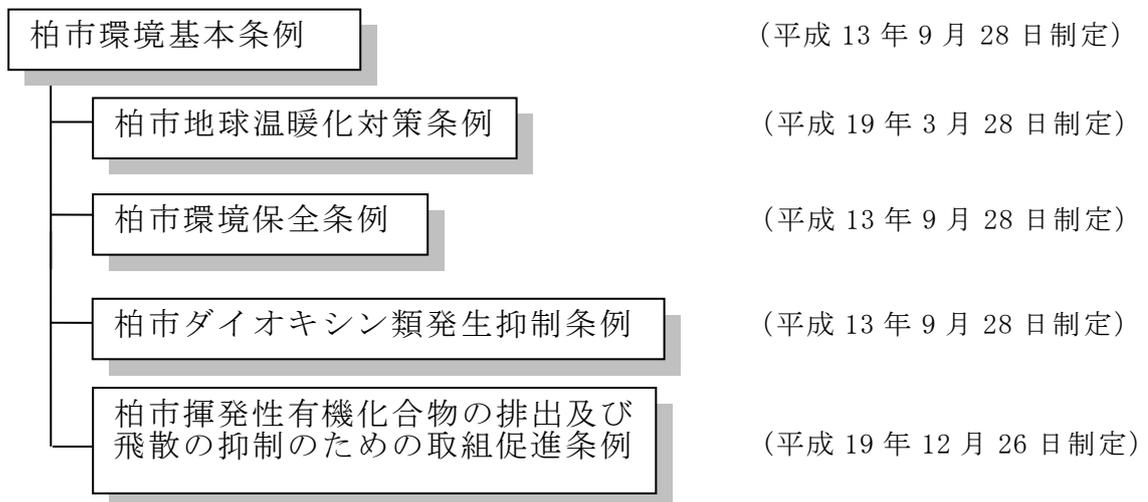
基本条例に定める基本理念にのっとり、市民、事業者、本市の責務を明らかにするとともに、ごみ焼却炉の適正な使用等に関し必要な事項を定めることにより、ダイオキシン類の発生の抑制を図り、もって市民の健康を保護し良好な生活環境を保全することを目的としています。

### **5 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例**

この条例は、大気汚染防止法に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物（シンナー、接着剤等）の排出及び飛散の抑制のための取組に関し必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって市民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としています。

## 6 環境関連条例の体系

平成14年4月1日に「柏市環境基本条例」「柏市環境保全条例」を施行しました。また、平成19年12月に「柏市地球温暖化対策条例」を制定しました。現在の環境関連条例の体系は次のとおりです。



### 第3節 柏市環境基本計画

平成14年度に策定した環境基本計画は、平成17年度の旧沼南町との合併及び地球温暖化対策の必要性など社会的変化をもとに、平成20年度に改訂しました。その後も環境問題を巡る国内外の情勢は変化しており、本市の環境政策においても「柏市生きもの多様性プラン（平成23年3月策定）」や「第三期柏市地球温暖化対策計画（令和元年10月策定）」等、様々な実施計画を策定し推進しています。また、本市のまちづくりの基本となる総合計画として、「柏市第五次総合計画」が平成27年度に策定されました。

これらの状況や平成27年度をもって計画期間が終了することを踏まえ、柏市環境基本計画を改定し、新たな本市の環境施策を取りまとめた「柏市環境基本計画（第三期）」を平成28年3月に策定しました。

#### 1 計画の基本的事項

##### (1) 環境基本計画とは

「柏市環境基本条例第9条」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定する計画です。

##### (2) 改訂方針

- ①「柏市第五次総合計画」の部門別計画として、市の環境施策の基本的な考え方を定める。
- ②環境分野の個別計画と理念等の主要部分を共有し、環境分野におけるマスタープランとする。
- ③環境分野に関連する各種計画と連携して、環境の保全等に関する取組を組織横断的に推進する。
- ④地球温暖化等の広域な環境問題は、国等の方針に合わせながら、可能な限り独自性、先進性のある取組を推進する。

##### (3) 位置付け

「柏市第五次総合計画」を上位計画として、まちづくりの考え方、方向性を共有し、環境面からまちづくりを推進しています。

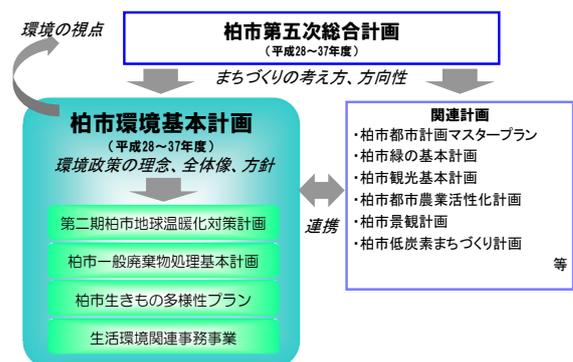
また、環境分野のマスタープランとして個別計画に方向性を示すとともに、各種関連計画と連携して、環境の保全及び創造に関する取組を推進します。

##### (4) 計画期間

平成28年度から令和7年度の10年間です。

##### (5) 対象

「柏市環境基本条例第2条」に基づき、本計画が対象とする環境の範囲は、「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の4分野とします。



## 2 望ましい環境像

本市の環境の保全及び創造において、将来を展望した総合的、長期的な視点に立った望ましい将来像である環境像を、次のように定めます。

### 「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち 柏」

すべての市民が、自然とよい関係を永遠（とわ）に保てるよう、共に活動して環境を守り、安全な環境の中で自然と共に暮らせるまちを育み、明日の柏を担う人々に伝える、そのようなまちを目指します。

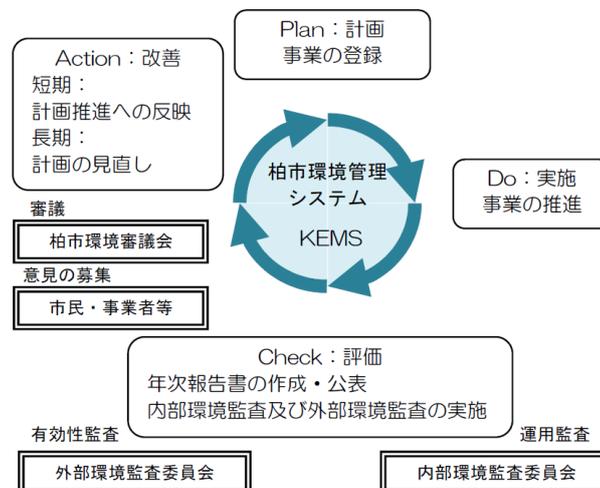
## 3 施策の方向性

望ましい環境像の実現に向けて、本計画の対象範囲の分野ごとに基本目標を定め、また、全分野に共通するものとして情報発信と協働を位置付けます。

◆基本目標 1（自然環境分野）◆ 多様な生物が生息できる環境を目指し、豊で魅力ある自然環境の保全に努めます。
◆基本目標 2（生活環境分野）◆ 安全で健康に暮らせる生活環境を目指し、また環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。
◆基本目標 3（快適環境分野）◆ 景観や環境資源に親しみ、快適で魅力あふれる住環境の形成に努めます。
◆基本目標 4（地球環境分野）◆ 地球温暖化対策を進め、持続可能な低炭素・気候変動適応社会の構築に努めます。

## 4 計画の推進

計画の実効性を確保し、着実な推進を図るために、「柏市環境管理システム（KEMS）」を用いて、本計画の進捗管理を行います。



## 第4節 推進体制

### 1 柏市環境審議会

柏市環境基本条例に基づき、柏市環境審議会を設置しています。

組織は、学識経験者6名、市民6名（市民団体の代表者を含む。以下同じ。）、農業団体、商工業団体及び市内事業所の代表者6名、計18名の委員で構成します。

### 2 市民参加の促進

#### (1) 柏市環境審議会

柏市環境審議会委員に市民6人を委嘱し、市民意見の環境保全施策等への反映を図っています。

#### (2) 名戸ヶ谷ビオトープを育てる会

名戸ヶ谷ビオトープを育てる会は、平成15年2月に発足し、市民が中心となり、多様な動植物が生息できる場とするとともに、生き物をとおして自然を学ぶ場となるよう様々な活動を行っています。

#### (3) 柏ホテルの会

柏ホテルの会は平成16年より、ヘイケボタルの生息環境の復元やホテル観察会の開催、また、不法投棄ごみの撤去や希少植物の保全など、環境教育及び環境回復に資する様々な活動を行っています。

#### (4) 柏市地球温暖化対策条例の制定

条例の制定にあたり、市民との対話の機会として「ストップ！地球温暖化 意見交換会」やシンポジウム等を開催し、その意見を条例に反映しました。

#### (5) NPO法人かしわ環境ステーション

南部クリーンセンターの中に、環境学習・研究や環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として環境学習研究施設「かしわ環境ステーション」を整備しました。

平成17年8月には市民、大学等の研究者からなる「かしわ環境ステーション運営協議会」が設立され、環境ステーションの運営にあたっています。柏市では「柏市環境基本計画」に基づいて、環境保全施策を実施してきましたが、これまでの手賀沼の水質汚濁、排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増加による生活環境の悪化などの地域環境問題から地球温暖化対策や生物多様性対策などの地球環境問題へ重点施策が変遷してきています。よって、平成22年に運営に係る基本的な方針について、見直しを行い、平成23年から地球温暖化対策部会と生物多様性部会の二部会で運営することとなりました。地球温暖化対策部会では地球温暖化防止に関する施策の検討、生物多様性部会では自然観察会などの環境学習プログラムの提供などを行っています。

平成27年8月にNPO法人化し、「NPO法人かしわ環境ステーション」になりました。

#### (6) ストップ温暖化サポーター事業

市民と協働で温暖化対策を推進するために、平成21年度に市民からサポーターを公募し、市民が中心となって、柏市ストップ温暖化サポーター事業（SOS事業）を行っています。